

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年1月24日
【発行者名】	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 磯辺 真幸
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座六丁目8番7号
【事務連絡者氏名】	三井不動産ロジスティクスリートマネジメント株式会社 取締役財務本部長 牧野 辰
【電話番号】	03-6327-5160
【届出の対象とした募集内 国投資証券に係る投資法 人の名称】	三井不動産ロジスティクスパーク投資法人
【届出の対象とした募集内 国投資証券の形態及び金 額】	形態：投資証券 発行価額の総額：その他の者に対する割当 710,278,000円
安定操作に関する事項	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

### 1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年1月15日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、2018年1月24日開催の本投資法人役員会において発行価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

### 2 【訂正事項】

#### 第一部 証券情報

第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）

（3）発行数

（4）発行価額の総額

（5）発行価格

（15）手取金の使途

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

オーバーアロットメントによる売出し等について

### 3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_ 罫で示してあります。

## 第一部【証券情報】

### 第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

#### (3)【発行数】

<訂正前>

(前略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は、以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		大和証券株式会社	
割当口数		2,000口	
払込金額		673,400,000円 (注) 払込金額は、2018年1月4日(木)現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 中田 誠司	
	資本金の額 (2017年3月31日時点)	1,000億円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主 (2017年3月31日時点)	株式会社大和証券グループ本社 100%	
本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数 (2017年7月31日時点)	20口
	取引関係	一般募集(後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項/オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義します。以下同じです。)の共同主幹事会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資口の保有に関する事項		該当事項はありません。	

<訂正後>

(前略)

(注2) 割当予定先の概要及び本投資法人と割当予定先との関係等は、以下のとおりです。

割当予定先の氏名又は名称		大和証券株式会社
割当口数		2,000口
払込金額		710,278,000円 (注)の全文削除
割当予定先の内容	本店所在地	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
	代表者の氏名	代表取締役社長 中田 誠司
	資本金の額 (2017年3月31日時点)	1,000億円
	事業の内容	金融商品取引業
	大株主 (2017年3月31日時点)	株式会社大和証券グループ本社 100%

本投資法人との関係	出資関係	本投資法人が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
		割当予定先が保有している本投資法人の投資口の数 (2017年7月31日時点)	20口
	取引関係	一般募集（後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項／オーバーアロットメントによる売出し等について」に定義します。以下同じです。）の共同主幹事会社です。	
	人的関係	該当事項はありません。	
本投資口の保有に関する事項			該当事項はありません。

#### (4) 【発行価額の総額】

<訂正前>

673,400,000円

(注) 発行価額の総額は、2018年1月4日（木）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

710,278,000円

(注) の全文削除

#### (5) 【発行価格】

<訂正前>

未定

(注) 2018年1月24日（水）から2018年1月26日（金）までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額（本投資法人が引受人より受け取る投資口1口当たりの払込金額）と同一の価格とします。

<訂正後>

355,139円

(注) の全文削除

#### (15) 【手取金の使途】

<訂正前>

本件第三者割当における手取金上限673,400,000円については、本件第三者割当と同日付をもって決議された一般募集における手取金12,794,600,000円と併せて、後記「第二部 参照情報／第2 参照書類の補完情報／2 第3期取得済資産及び取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している不動産信託受益権（以下「取得予定資産」といいます。）の取得資金の一部に充当する予定です。

(注) 上記の手取金は、2018年1月4日（木）現在の株式会社東京証券取引所における本投資口の普通取引の終値を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

本件第三者割当における手取金上限710,278,000円については、本件第三者割当と同日付をもって決議された一般募集における手取金13,495,282,000円と併せて、後記「第二部 参照情報／第2 参照書類の補完情報／2 第3期取得済資産及び取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得を予定している不動産信託受益権（以下「取得予定資産」といいます。）の取得資金の一部に充当する予定です。

(注) の全文削除

## 第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

### オーバーアロットメントによる売出し等について

<訂正前>

本投資法人は、2018年1月15日（月）開催の本投資法人役員会において、本件第三者割当とは別に、本投資口38,000口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）を行うことを決議していますが、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案した上で、大和証券株式会社が三井不動産株式会社（以下「三井不動産」又は「スポンサー」といいます。）から2,000口を上限として借り入れる本投資口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は2,000口を予定していますが、当該売出数は、上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。本件第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、借入投資口の返還に必要な本投資口を大和証券株式会社に取得させるために行われます。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間（以下本項において「申込期間」といいます。）中、本投資口について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買い付けた本投資口の全部又は一部を借入投資口の返還に充当することがあります。

また、大和証券株式会社は、申込期間の終了する日の翌日から2018年2月23日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数を上限として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります、大和証券株式会社がシンジケートカバー取引で買い付けた本投資口は、全て借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）

<訂正後>

本投資法人は、2018年1月15日（月）開催の本投資法人役員会において、本件第三者割当とは別に、本投資口38,000口の一般募集（以下「一般募集」といいます。）を行うことを決議していますが、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案した結果、大和証券株式会社が三井不動産株式会社（以下「三井不動産」又は「スポンサー」といいます。）から借り入れる本投資口2,000口（以下「借入投資口」といいます。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。本件第三者割当は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、借入投資口の返還に必要な本投資口を大和証券株式会社に取得させるために行われます。

大和証券株式会社は、平成30年1月25日（木）から1月26日（金）までの間、本投資口について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買い付けた本投資口の全部又は一部を借入投資口の返還に充当することがあります。

また、大和証券株式会社は、2018年1月27日（土）から2018年2月23日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）、オーバーアロットメントによる売出しを行った口数を上限として、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において本投資口の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります、大和証券株式会社がシンジケートカバー取引で買い付けた本投資口は、全て借入投資口の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）